

訪問入浴「延寿」運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人宝山寺福祉事業団が開設する指定訪問入浴介護「延寿」(以下事業所という。)は、要介護状態等にある高齢者に対し、居宅に於ける入浴の援助を行い、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持・向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅介護サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問入浴延寿
- (2) 所在地 生駒市小瀬町1100番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(他の業務との兼務を可とする)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の心身状況を把握し、入浴介護が適切に提供されるよう介護職員と共に、利用者及び家族に対し必要な助言、援助を行う。また健康管理上の助言や必要な場合には主治の医師等との連絡調整を行う。
- (3) 介護職員 2名以上
介護職員は、訪問入浴介護の提供に当たる。
- (4) 事務等その他の職員 若干名を置くことができる。
事務等その他の職員は、必要な事務等その他の業務を行う。

(業務日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし12月31日から翌1月3日までを除く(祝日等に営業した場合は振替休日設ける)。
- (2) 営業時間 午前8時45分～午後5時30分までとする。

(訪問入浴介護の内容)

第6条 訪問入浴介護は、適当な入浴装置を持参し、利用者の心身の状況に応じた適切な方法により居宅において入浴の援助を行う。

- 2 指定訪問入浴介護の実施に当っては、1回の訪問につき、原則として看護職員1名、介護職員2名を配置し、そのうち1名を当該サービスの提供責任者とする。
- 3 入浴介護の実施に際しては、あらかじめ体温、血圧等の健康状態をチェックし入浴することの可否を判断してサービスの提供を行う。サービス提供責任者が利用者の心身の状況から入浴することが不相当であると判断した場合は、清拭等の他の清潔保持の方法に代えるか、または入浴を中止する。ただしこの場合においても入浴介護は実施されたものとみなす。
- 4 入浴介護の実施に当っては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解し易いように説明を行う。
- 5 サービスを提供するに当って、居宅介護サービス計画が作成されている場合には、この計画に沿って指定訪問入浴介護を提供する。また、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、居宅介護支援事業者に連絡する等の必要な援助を行う。
- 6 サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用については安全及び清潔の保持に特に留意し、利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供毎に消毒したものを使用する。
- 7 指定訪問入浴介護を提供した際には、このことに関して定められた必要な記録を記載する。

(緊急時等における対応方法)

第7条 サービス提供責任者は、訪問入浴介護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合その他必要な措置を講ずるとともに、その家族に連絡し並びに管理者に報告しなければならない。

(利用料その他の費用)

第8条 指定訪問入浴介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定訪問入浴介護が法定代理受領サービスであるときは、その方の負担割合に応じた額とする。なお厚生労働大臣が定める基準の額は、事業所の見易い場所に掲示する。

- 2 法定代理受領とならない訪問入浴介護を提供した場合は、厚生労働大臣の定める基準を勘案した額をあらかじめ徴収し、保険給付が行われた後、精算する。
- 3 利用者の求めにより、介護保険給付に該当しない訪問入浴介護を提供した場合は、提供に要した費用を徴収する。ただし、介護保険給付があった場合に比して不合理な額とならないものとする。
- 4 訪問入浴介護を提供する際に、利用者の求めにより、通常必要とするサービス以外のサービスを提供した場合又は特別な用具用品等の使用を行った場合、それに要した実費相当額を徴収することができる。
- 5 サービスを提供するのに必要な、水道水等の給水に関する水代、通常必要な利用者のためのタオル、バスタオルその他の個人に帰属すべき用品等については利用者の負担とする。

6 通常の事業の実施地域として定める地域以外の地域に居住する利用者に対してサービスを提供した場合は、別に定める交通費実費相当額を徴収する。

距離に応じて定める額 事業所の実施地域を超える地点から1km50円

7 利用の予定の直前になって自己の都合により利用を中止した場合、あらかじめ定める規定によるキャンセル料。1000円（やむを得ない場合を除く）

8 前各項の費用の負担に関しては、あらかじめ利用者又は家族に対し当該サービスの内容及び金額に関して説明を行い、利用者の同意を求める。

9 指定訪問入浴介護（法定代理受領である場合を除く。）に係る費用の支払いを受けた場合には、提供した指定訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要な事項を記載したサービス提供記録を利用者に交付する。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

生駒市内全域

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第10条 指定訪問入浴介護サービスの提供を受けようとする利用者は、あらかじめ被保険者証等を提示し、被保険者資格、要介護認定等の有無及びその有効期間の確認を受けなければならない。

被保険者証の提示がない場合、あるいは提示を拒否した場合には、介護保険給付として取り扱わないことがある。

2 被保険者証にサービスの提供に関して留意すべき事項等の記載がある場合は、その趣旨及び内容に沿ってサービスを提供する。

3 被保険者証にサービスの種類に関する指定があるにもかかわらず、サービスの提供を求められた場合は、介護保険給付以外のサービスとして取り扱う。この場合利用者はサービスの提供に要する費用の全額を負担しなければならない。

4 適切な指定訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、速やかに居宅介護支援事業者に連絡し、又は適当な他の指定訪問入浴介護事業者を紹介する等の措置を講ずる。

5 虚偽の申請による利用の申し込み又は、他の者に感染する恐れのある疾患を有し通常の方法においては予防することが困難であると認められる場合若しくは重篤な疾患を感染させる恐れがあると認められる場合その他正当な理由を有する場合には、サービスの提供を拒否することができる。

6 利用者及びその家族は、サービスの利用に際し、あらかじめ心身の状況等訪問入浴介護を利用するに当たって自ら必要な情報を提供すると共に、入浴直前の摂食を控えること、事前に排泄の始末をしておくこと等、入浴の態勢を整えることに努めなければならない。

7 利用者及びその家族は、サービスの利用に関する指示に従い、要介護状態等の悪化を予防し若しくは病状等の増悪を防ぐように努めなければならない。

8 利用者又はその家族の故意又は過失により、入浴装置その他の設備、器具、用品に破損又は損害が生じた場合、その費用の弁償を求めることがある。

(市町村への通知)

第11条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、意見を付してその旨を市町村に通知する。

(1) 利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他の不正な行為によって、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(その他運営についての留意事項)

第12条 訪問入浴介護に従事する職員は、身分証を携行し、初回訪問時及び利用者から求められたときは、これを提示しなければならない。

第13条 利用者、市町村、その他関係機関から正当な理由に基づき、証明書、領収書、その他必要な文書の発行を求められたときは、求めに応じて必要な文書等を発行する。

第14条 訪問入浴事業に従事する職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮すると共に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密について、正当な理由無くこれを他に漏らしてはならない。

第15条 職員は、利用者から利用料その他定めのある場合を除き、金品を受け取ってはならない。

第16条 提供した訪問入浴介護等のサービスについて利用者から苦情等を受けた場合、職員は速やかにその内容等を管理者に報告しなければならない。管理者は実情を把握することに努めると共に迅速かつ適切にその対応策を講ずる。また国民健康保険団体連合会、市町村等の関係機関から利用者の苦情に関し、照会、調査等の依頼があった場合には積極的にこれに協力すると共に、指導又は助言を受けた場合にはこれに従って改善を行う。

2 他のサービスの利用に関し苦情等を受けた場合、関係する居宅介護支援事業者に事情を報告する等、利用者が適切なサービスを受けられるように援助する。

第17条 訪問入浴介護に従事する職員等の資質向上のために、随時研修の機会を設けサービスの質の向上を目指す。

第18条 訪問入浴介護の提供に関する諸記録を整備すると共に、これらの記録はサービス提供の完結の日から5年間保存する。

第19条 就業規則、給与規定、その他の服務に関する規定は社会福祉法人宝山寺福祉事業団が定めるそれぞれの規定を適用する。

第20条 この規定に定めのない事項については、法律、政省令による他、必要に応じて法人において協議の上定めるものとする。

(虐待防止のための措置)

第21条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の

整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じる。また、虐待防止のための虐待防止委員会を設置し虐待防止に努める。

(身体拘束廃止のための措置)

第22条 (身体拘束等の禁止)

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応方法・時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。また、本人及び家族に対し説明し同意書を作成し、署名をいただく。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第23条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第24条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

第25条 事業所は、利用者の使用する設備及び飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生、まん延しないように、次の措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施する。

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

この規定は、平成25年7月1日から施行する。

この規定は、令和6年3月1日から施行する。